

## [資 料]

# 清朝の立法・刑罰・裁判

佐 立 治 人

### 目 次

はじめに	
第一節 立 法	
第二節 刑 罰	
第三節 裁 判	
参 考 文 献	

### はじめに

本稿は、他大学のお二人の先生と共に分担執筆した、学生向けの中国法制史入門書の、自分の担当部分の一部である。宋・遼・西夏・金・元・明・清の章を担当した。2002年の後半に執筆を開始した。一年後に第一次稿を仕上げる予定であったが、最後の清の章の草稿ができたのは2010年6月であった。この大幅な遅れがおそらく主な理由で、入門書の出版計画は立ち消え状態になった。そこで、発起人の先生の御許可を得て、自分の担当部分の原稿を公表して、東洋法制史の授業の教材として使うことにした。宋の章以下それぞれの章を、「宋朝の立法・刑罰・裁判」（『関西大学法学論集』第六十四巻第一号（2014年）掲載）、「遼朝の立法・刑罰・裁判」（同上第六十四巻第六号（2015年）掲載）、「西夏朝の立法・刑罰・裁判」（同上第六十五巻第一号（2015年）掲載）、「金朝の立法・刑罰・裁判」（同上第六十五巻第六号（2016年）掲載）、「元朝の立法・刑罰・裁判」（同上第六十六巻第四号（2016年）掲載）、「明朝の立法・刑罰・裁判」（同上第六十七巻第六号（2018年）掲載）と題して公表した。

発起人の先生が定年退職なさるのを機に、2018年2月から3月にかけて三人の共同執筆者の間で手紙の遣り取りをした結果、入門書の出版計画を断念することが決まった。今回は、最後の清の章を「清朝の立法・刑罰・裁判」と題して公表する。末尾に掲げた参考文献は、本稿の執筆に利用したものだけに限った。

## 第一節 立 法

### 明律例の翻訳

女直族のうち、朝鮮国境に接して生活していた満洲部の一首領ヌルハチ（清の太祖、1559～1626）は、女直族の統一をほぼ成し遂げると、明の万暦四十四年（1616）、ハンの位に即き、国号を「金」、年号を天命元年と定めた。

建国前の己亥の年（1599）、ヌルハチは、エルデニ（生歿年不詳）とガガイ（？～1599？）に命じて、女直語を表記するために、モンゴル文字を使って、満洲文字を作らせた。その後、ヌルハチは、ダハイ（1595～1632）に命じて、『明会典』の「刑部」の章を女直語に翻訳させた（『清史稿』卷二二八、『清太宗実録』卷十二）。この『明会典』は万暦のものであろうが、万暦の『明会典』の卷一六〇、刑部二から卷一七二、刑部十四までは、明律の全条文を掲げて、問刑条例を関係する律文の下に附する、という体裁であるから、『明会典』の「刑部」の章を翻訳したのは、明律及び問刑条例を翻訳したのと同じである（島田正郎説）。

### 明律の借用

ヌルハチの第八男ホンタイジ（清の太宗、1592～1643）は、天命十一年（1626）、金国第二代ハーンに即位し、天聰九年（1635）、「女直」族という呼称を禁止し、代わりに「満洲」族という呼称を用いるよう命じた（岡田英弘説）。翌十年（1636）、国号を「大清」と改め、「崇徳」と改元し、皇帝の位に即いた。

清朝第三代（ヌルハチを初代として数える。）世祖（在位1643～1661）の順治元年（明の崇禎十七年、1644）三月、李自成（り・じせい、1606～1645）が北京を陥とし、明朝第十七代莊烈帝（在位1627～1644）が自殺し、明が滅んだ。ヌルハチの第十四男で、幼い世祖の輔政となったドルゴン（1612～1650）が、山海関で李自成を破り、同年五月、北京に入り、六月十一日、北京を国都とすることを議定した。

六月十八日、ドルゴンは、今後、裁判官は明律を適用して判決を下すよう命じた（『世祖実録』卷五）。

### 順治律（『大清律集解附例』）

順治元年（1644）八月、ドルゴンは法務官僚に、廷臣とともに明律を詳しく研究して（原文。詳釋明律）、律を編纂するよう命じた（『世祖実録』卷七）。三年（1646）五月、

律が完成し奏進され、『大清律集解附例』と命名された。さらに校訂作業を経た後、四年（1647）三月に頒行された。この『大清律集解附例』は、明の洪武三十年の律の全四百六十条をほんのわずかだけ改変し、戸律に「隱匿滿洲逃亡新旧家人」条を附加した全四百五十九条の律文と、各律条に配置された計四百四十九条の条例とから成る。条例のうち、三百二十七条は、明の万曆十三年（1585）に編纂された「問刑条例」の条文であり、残りの大部分も、「大明令」など明の法律の規定である。

この律の各条文には、「小註」と呼ばれる小字注がはさみ込まれ、本文と続けて読めるようになっている。この小註は、明の姚思仁（よう・しじん、万曆十一年（1583）の進士）が明律に附けた注に依ったものである（沈家本説）。姚思仁の明律の注釈書として、『大明律附例註解』三十巻が現存している。「大清律集解附例」という名は、明の万曆年間（1573～1620）に刊行された私撰の明律注釈書である『大明律集解附例』三十巻から取ったらしい。『大明律集解附例』では、各律文の次に、「纂註」と題された説明文が置かれているが、『大清律集解附例』にはそのような説明文はない。一方、『大明律集解附例』の律文には、本註以外の小註は附されていない。順治の律例が、なぜ「大清律集解附例」と名づけられたのか議論がある（滋賀秀三説、島田正郎説、谷井俊仁説）。

順治十二年（1655）十二月、滿文に翻訳された『大清律』が頒行された。

第四代聖祖（在位1661～1722）の康熙九年（1670）、以前から取り組まれてきた律文の校訂作業が終了した。校訂の過程で、戸律の「隱匿滿洲逃亡新旧家人」条が削除され、律の条文数は四百五十八となった（谷井俊仁説）。

### 雍正律（『大清律集解附例』）

第五代世宗（在位1722～1735）は、雍正元年（1723）九月、律例の改修を命じた。六年（1728）十二月、『大清律集解附例』の名の下に完成した。従来「雍正五年刻本」と呼ばれてきた雍正律は、この雍正六年に完成したものである（沈家本説）。雍正七年（1729）に頒行された。

雍正律は、順治律にいくつかの条文を増減した四百四十六条から成る。その内訳は、名例律四十六条、吏律の職制十四条・公式十四条、戸律の戸役十五条・田宅十一条・婚姻十七条・倉庫二十三条・課程十八条・錢債三条・市廛五条、礼律の祭祀六条・儀制二十条、兵律の宮衛十六条・軍政二十一条・関津七条・廐牧十一条・郵駅十六条、刑律の賊盜二十八条・人命二十条・鬪毆二十二条・罵詈八条・訴訟十二条・受贓十一条・詐偽十一条・犯姦十条・雜犯十一条・捕亡八条・斷獄二十九条、工律の营造九条・河防四条

である。各律文の後に「総註」が附された。「総註」の文は、私撰の律例注釈書である『王肯堂箋釈』（明万曆四十年（1612）原刊、清康熙三十年（1691）重刊）『大清律輯註』（康熙五十四年（1715）刊）の文をもとに、康熙年間に起草されたものである。

雍正律に附された条例は、「原例」「増例」「欽定例」の三種類に分けられていた。「原例」は順治律に附されていた条例で、計三百二十一条、「増例」は康熙年間に立てられた条例で、計二百九十九条、「欽定例」は世宗即位後に立てられた条例であり、計二百四条あった。裁判で適用する優先順位は、「欽定例」「増例」「原例」、そして律条の順であった（雍正律凡例）。

### 乾隆律（『大清律例』）

第六代高宗（在位1735～1796）は、乾隆元年（1736）六月、律例の改訂を命じた。五年（1740）十一月に完成し、『大清律例』と名づけられた。この『大清律例』では、戸律、課程の塩法十一条を一条として数えるので、律の条文数は四百三十六となった。条例は、計千四十九条、「原例」「増例」「欽定例」の区別がなくなった。また、雍正律に附されていた「総註」が削除された。

乾隆十一年（1746）七月、律に附する条例を、五年に一度、編集し直すことと定められた。

### 日本の立法に対する『大清律例』の影響

江戸時代の日本の藩法の一つ、肥後熊本藩の『刑法草書』（宝暦十一年（1761）に完成）は、明律を参考にして作られたが、天保十年（1839）、『刑法草書』の各条に「例」が附され、その後も追加された。この「例」を定めるに当たって、『大清律例』も参考にされた（牧健二・小林宏説）。

熊本藩では、『大清律例』の私撰の注釈書である『大清律例彙纂』（乾隆五十八年（1793）刊行）の訓訳作業が、天保六年（1835）から同八年（1837）にかけて行われた（小林宏説）。この『大清律例彙纂』の訓訳本は、明治七年（1874）から十三年（1880）にかけて、当時の日本の刑法典である『新律綱領』及び『改定律例』の解釈に役立てるため、司法省明法寮及び内務省警視局から、『増輯訓点清律彙纂』の名で刊行された（藤田弘道・小林宏・中山勝説）。明治三年（1870）十二月に発布された『新律綱領』の条文は、清律に基づいて作られたものであった（『増輯訓点清律彙纂』の水本成美「序」）。

### 『大清会典』

聖祖は、康熙二十三年（1684）五月、『大清会典』の編纂を命じた。この『大清会典』は、明会典の形式に倣って編纂され（百瀬弘説）、康熙二十九年（1690）四月、全百六十二巻が完成した。太宗の崇徳元年（1636）から聖祖の康熙二十五年（1686）までに定められた制度が記載されている。

世宗は、雍正二年（1724）閏四月、『大清会典』の続修を命じた。康熙二十六年（1687）から雍正五年（1727）までに定められた制度を増補した全二百五十巻の『大清会典』が、雍正十年（1732）十月に完成した。

高宗は、乾隆十二年（1747）正月、『大清会典』の重修を命じた。「会典」と「則例」との二部に分けて編集し、「会典」には、恒久的に行われる制度を記載し、「則例」には、時に応じて変更される制度を記載した。乾隆二十八年（1763）に『大清会典』百巻と『大清会典則例』百八十巻とが同時に完成した（百瀬弘説）。

第七代仁宗（在位1796～1820）は、嘉慶六年（1801）九月、『大清会典』の続修を命じた。「則例」の名を「事例」と改め、絵図を会典本文から分離した。嘉慶二十三年（1818）六月に『大清会典』八十巻、『大清会典事例』九百二十巻及び『大清会典図』百三十二巻が完成した。第八代宣宗（在位1820～1850）の道光二年（1822）四月に刊刻された。

第十一代徳宗（在位1875～1908）は、光緒十二年（1886）八月、『大清会典』の続修を命じた。同二十五年（1899）八月に『大清会典』百巻、『大清会典図』二百七十巻、『大清会典事例』千二百二十巻が完成した。

### 則例集の編纂

皇帝が官僚に命じて作らせた規則や、官僚の奏請を皇帝が許可してできた規則は、「条例」「事例」「則例」「定例」「成例」などと呼ばれた。このような規則のうち、律の規定に関係があるものは、選ばれて、律に附された「条例」となる。官吏の処分に関するものは、律の規定に関係があっても律に附さず、吏部及び兵部が『処分則例』の名の下に編集した。これら以外の規則は、その規則に関係がある各官庁がそれぞれ、官庁名を冠する『吏部則例』『戸部則例』等の名の下に、また、規則の内容を表す『戸部遭運全書』『学政全書』等の名の下に編集した。

## 第二節 刑 罰

### 清律の刑罰体系

清律は、明律を引き継いで多少の変更を加えたものにすぎない。清律の五刑は明律の五刑と同じである。五刑のほかに凌遲処死、充軍及び刺字の刑が設けられていることも、清律は明律と同じである。

### 折 責

順治律では、笞二打及び杖二打を竹板一打に読み替えることと定められていた。例えば笞四十は二十板に、杖九十は四十五板に読み替えられる。康熙年間に、笞十打及び杖十打を竹板四打に読み替え、かつ五に満たない打数を除くことと定められた（『大清律例通考』巻四、名例律上）。この読み替えは「四折除零」と呼ばれた。「四折除零」の読み替えを表にして掲げる。笞杖刑を竹板打ちに読み替えて執行することは「折責」と呼ばれた。

乾隆律が編纂された時に、笞刑の折責には小竹板を用い、杖刑の折責には大竹板を用いることと定められた。小竹板及び大竹板の規格は、乾隆律の名例律の五刑条に附された条例に定められている。小竹板は、大頭の幅が一寸五分（約5センチ）、小頭の幅が一寸（約3センチ）、重さが一斤半（約900グラム）以下、大竹板は、大頭の幅が二寸（約6センチ）、小頭の幅が一寸五分（約5センチ）、重さが二斤（約1200グラム）以下、小竹板も大竹板も、長さが五尺五寸（176センチ）である。

#### 「四折除零」の表

笞一十	折四板
二十	除零、折五板
三十	除零、折一十板
四十	除零、折一十五板
五十	折二十板
杖六十	除零、折二十板
七十	除零、折二十五板
八十	除零、折三十板
九十	除零、折三十五板

一百 折四十板

(乾隆名例律五刑条に拠る。)

枷 号

明律に附された「問刑条例」の中に、「枷号一箇月」「枷号二箇月」「枷号三箇月」「枷号半年」という刑罰が出てくる。この「枷号」について、高瀬喜朴『大明律例訳義』は、「首かせをさせ、罪の次第を書立、諸人にさらす事なり。」と説明している。明律の刑律、断獄、囚応禁而不禁条に附された嘉靖及び万暦の「問刑条例」には、「枷号の人犯は（中略）朝に枷し、夜に放つ」と定められている。

枷号の刑は、清律に附された条例にも設けられている。乾隆五年（1740）、枷号に用いる枷の重さが二十五斤（約15キロ）と定められ、嘉慶十六年（1811）、長さが二尺五寸（80センチ）、幅が二尺四寸（約77センチ）と定められた。

贖罪の縮小

順治律の名例律の五刑条には、「軍人・一般人民（原文。軍民）で、明らかに財力がある（原文。審有力）者、及び文武官吏は、笞・杖・徒・流・雜犯死罪のどの罪を犯したときでも、運炭・運灰・運磚・納米・納料等のいずれかの方法で贖罪させる。もし、軍人・一般人民が明らかに財力がない（原文。審無力）ときは、笞杖罪は刑を執行し、徒・流・雜犯死罪は、いずれも做工等の労役に当てる。」「在外（京師以外）の贖罪囚犯は、審有力と稍有力との二種に分け、それぞれ原行の則例に照らして処断する。」という条例が附されている。これらの規定は、明の万暦「問刑条例」の規定をそのまま引き継いだものである。

雍正三年（1725）、文武官吏の贖罪が廃止され、また、「在京」「在外」の区別が廃止された。雍正律の名例律の五刑条に附された条例に、「軍人及び一般人民で、明らかに財力がある者は、笞・杖・徒・流・雜犯死罪のどの罪を犯したときでも、贖罪をゆるすべき者（原文。応准贖者）は、「有力・稍有力囚」内の数値に照らして、銀に換算して納贖させる。軍人及び一般人民で、贖罪をゆるすべきである（原文。罪応贖）が、明らかに財力が無い者は、笞・杖・徒・流・雜犯死罪のいずれも、律に照らして実刑を執行する（原文。的決発落）。」と定められている。軍人及び一般人民が贖罪できるためには、「贖をゆるすべき者」でなければならないという条件が加えられたのである。また、同じく雍正律の名例律五刑条に附された条例に、「律例内に、納贖をゆるすかゆるさない

かが明記されていない場合は、裁判官が、個々の裁判の時に、犯罪事実を詳しく調べ、納贖をゆるすべき者（原文。応准納贖者）は、その納贖をゆるし、納贖をゆるすべきでない者は、律に照らして実刑を執行する。」と定められている。この規定は、康熙十一年（1672）に定められた則例を引き継いだものである。（以上、雍正『大清会典』巻一五〇、光緒『大清会典事例』巻七二四、『大清律例通考校注』名例律、五刑）

嘉慶六年（1801）、「軍人及び一般人民で、明らかに財力がある者は、笞・杖・徒・流・雑犯死罪のどの罪を犯したときでも、贖罪をゆるすべき者は納贖させる。」という規定が条例から削除された。軍人及び一般人民が笞・杖・徒・流・雑犯死罪を犯したときは、当時の律例では、すべて実刑を執行することになっており、ある罪を犯したときは納贖をゆるすべしと定めた条例が全く無かったからである（光緒『大清会典事例』巻七二四）。すると、この時までには、軍人及び一般人民が贖罪できるのは、贖罪を許すべきであると裁判官が判断したときに限られるようになっていたことになる。光緒『大清会典』巻五十六、刑部に、「贖刑の制は三あり。一に納贖と曰う。軍・民、公罪を犯す者はこれを准す。（原注。あらゆる軍民人等（中略）、犯すこと姦盜賊私（中略）の罪に非ず、但およそ人に因りて連累し、及び公事にて過誤する者は、並びに納贖を聴す。）と記されている。この文は、軍人及び一般人民の犯罪者に対して納贖を許すかどうかを裁判官が判断するための基準を表すものであろう。乾隆『大清会典則例』巻一二四、刑部には、「もし軍・民の有力なるもの（中略）、犯すこと姦盜詐偽に非ざる者（中略）は、並びに納贖を聴す。」と記されている。

## 熱 審

明の嘉靖年間（1522～1566）、毎年四月から六月までの夏の間には、北京南京の獄に繋がれている「雑犯死罪」以下の囚人の刑を一律に減免する、「熱審」と呼ばれる制度が成立した。明律の名例律の加減罪例条に附された万暦の「問刑条例」に、「北京及び南京の法司（原文。兩京法司）は、毎年、熱審で、雑犯死罪即ち換算して徒五年の罪（原文。雑犯準徒五年）は一年を減じ、徒・杖以下の罪はともに減等し、枷号ならびに笞罪はともに釈放する。」と定められている。この規定は、「兩京法司」を「在京法司」に改め、徒五年は「一年」を減ずるを、「一等」を減ずるに改めた上で、清の順治律の名例律加減罪例条に附された条例に引き継がれた。

順治十年（1653）、直隸及び各省でも、毎年、熱審を行うことと定められた。雍正元年（1723）、徒以上の罪は熱審で減等をゆるされないこととなった（『雍正会典』巻一九



## 清朝の立法・刑罰・裁判

四)。同二年（1724）、盗犯は熱審で減免がゆるされないことと定められ、乾隆二十五年（1760）、「鬪毆傷人」の答罪は熱審で寛免がゆるされないことと定められた。

### 旗人に対する刑罰

満洲八旗・蒙古八旗・漢軍八旗の戸籍（「旗籍」）に属する者、即ち旗人が罪を犯したときは、笞杖罪であれば、笞杖の数に応じて鞭責し、徒・流・充軍の罪を犯したときは、発遣を免じ、刑の段階ごとに定められた日数の枷号に処することとなっていた。雍正律の名例律、犯罪免発遣条では次のように規定されていた。

徒一年は枷号二十日。每等、五日を加える。

流二千里は枷号五十日。每等、五日を加える。

充軍の「附近」は枷号七十日。「辺衛」充軍は七十五日。「辺遠」「極辺」「烟瘴」「沿海」「辺外」充軍はともに八十日。「永遠」充軍は九十日。

乾隆律の名例律、犯罪免発遣条では、充軍の「附近」は枷号七十日、というところまでは雍正律と同じであるが、充軍の等級の名称の変更に伴い、「近辺」充軍は枷号七十五日、「辺遠」「沿海」「辺外」充軍は八十日、「極辺」「烟瘴」充軍は九十日、と改められた。

## 第三節 裁 判

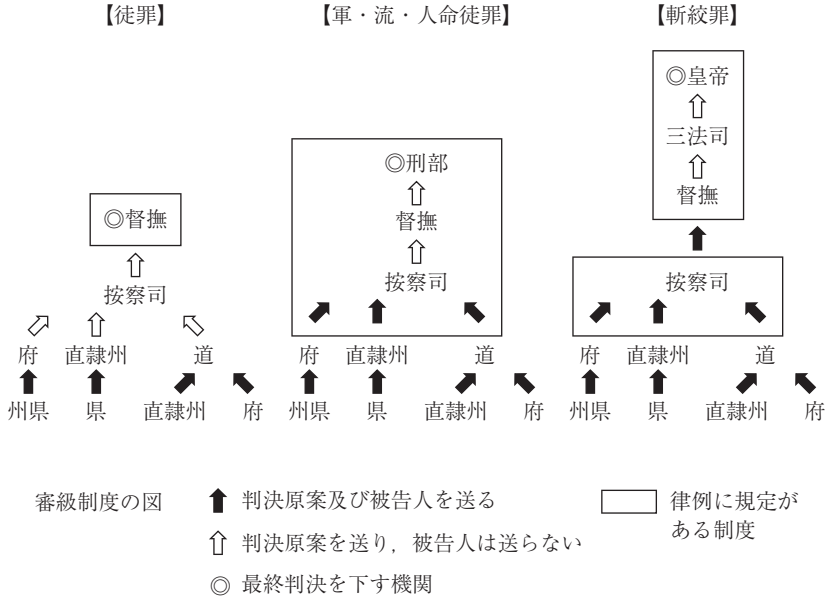
### 州県「自理」の案

乾隆律の刑律、訴訟、越訴条に附された条例に、「もし未だ州県に告せず、及びすでに州県に告し、審断をまたず越訴する者は、治罪す。」と定められているように、州・県が裁判の第一審を担当することとなっていた。

笞杖罪の案件は、州・県が、上級官司の判断を仰ぐことなく、判決を下し、刑罰を執行することができた。このような案件は、州県「自理」の案と呼ばれた。また、案件の内容から、「戸婚・田土・銭債・鬪毆等細事」の案（略して「戸婚田土」の案）と呼ばれた。

### 審級制度

徒刑以上の罪の案件は、府に属する州・県は、判決原案及び被告人を府に送り、直隸



州（省に直属する州）に属する県は、判決原案及び被告人を直隸州に送った。府・直隸州が第一審であるときは、府・直隸州は、判決原案及び被告人を道（府・直隸州を監督する官）に送った。

このうち、徒罪の案件は、府・直隸州・道が再審理して、判決原案を提刑按察使司（按察司と略称。省内の裁判を掌る。）に送り、按察司が審査して、判決原案を総督・巡撫（両方とも省内の行政・裁判の最高責任者であるが、総督の方が格が上。）に送り、総督・巡撫（督撫と略称）が判決を下して、刑部に報告した。

人命（被害者が死亡した案件）の徒罪の案件及び充軍・流罪の案件は、府・直隸州・道が再審理して、判決原案及び被告人を按察司に送り、按察司が再審理して、判決原案を総督・巡撫に送り、総督・巡撫が審査して、判決原案を刑部に送り、刑部が再審査して判決を下した。

斬・絞罪の案件は、府・直隸州・道が再審理して、判決原案及び被告人を按察司に送り、按察司が再審理して、判決原案及び被告人を総督・巡撫に送り、総督・巡撫が再審理して、判決原案を刑部に送り、三法司（刑部・都察院・大理寺）が審査して、判決原案を皇帝に奏聞して判断を仰いだ。

清末の法律家の薛允升（せつ・いんしょう、1820～1901）は、その著書『読例存疑』の中で、上述の裁判の審級についてのきまり（原文。定章）のうち、律例に明文で定められていないものがあることを指摘している。薛允升の指摘に従って、上述の審級制度を図にして掲げる。

### 立決と監候

死罪は「立決」と「監候」とに区別されていた。「立決」は、皇帝が死刑の判決を下すと、時を待たずに刑が執行されるものである。「監候」は、死刑判決が下された後、再審査が行われ、刑を執行するかしないかが判断されるものである。律条に「監候」と注記されていない死罪は皆「立決」であり、条例に「立決」と明言されていない死罪は皆「監候」であった（『清史稿』刑法志）。

### 秋審と朝審

監候の死刑囚のうち、北京城内で罪を犯した者など、刑部の獄に収禁されている者に対する再審査を「朝審」と呼び、それ以外の、地方官司の獄に収禁されている者に対する再審査を「秋審」と呼んだ。

「秋審」では、各省について定められた年度の内に監候の死刑判決が下された囚人に対して、各省の統督・巡撫が、「情実（刑を執行するべきである）」「緩決（来年あらためて判断するべきである）」「可矜（減刑するべきである）」のいずれに該当するかを審査して、五月中までに意見書を皇帝にたてまつり、刑部が再審査して、原判決の文と督撫の意見書とを記載した「招冊」を印刷して、九卿（六部の尚書・侍郎、都察院左都御史、通政使、大理寺卿）・詹事（実職を持たない名誉官）・科道（都察院の属官である六科給事と十五道監察御史）に各一部を送り、八月中に九卿・詹事・科道が宮城内の金水橋の西に集まって審査し、「情実」「緩決」「可矜」の意見書を皇帝にたてまつり、皇帝が決定した（乾隆律の刑律、断獄下、有司決囚等第条に附された条例。乾隆三十二年改定）。

「朝審」では、刑部が毎年一回、審査し、霜降（二十四気の一つ。九月の中気。）までに、審査に必要な事実を記した「招冊」を印刷して、九卿・詹事・科道に各一部を送り、霜降の十日後に九卿・詹事・科道が金水橋の西に集まって審査し、「情実」「緩決」「可矜」の意見書を皇帝にたてまつり、皇帝が決定した（乾隆律の刑律、断獄下、有司決囚等第条に附された条例。嘉慶二十三年（1818）に改定される前のもの）。

《逸話》秋審に現れた幽霊

汪輝祖（おう・きそ、1731～1807）は、三十年以上に渡って、地方官、主として知県の幕友を勤めた人である。幕友とは、法律の知識や実務の経験を買われて、地方官によって招かれた、地方官の私設顧問のことである。汪輝祖は、幕友の心得を列挙した『佐治薬言』『続佐治薬言』を著した。その『続佐治薬言』の中に、「罪を定むる時、鬼物の憑依する有り」と題して、次のような話が記されている。

総督・巡撫が行う秋審には、按察使も審査に加わるきまりになっていたのであるが、乾隆二十年（1755）ごろ、浙江省按察使の同公という人が、ある人にこう語ったという。「秋審の審査を行った時のことです。夜中近く、召使に灯火を持たせて、自ら官署の各部屋を巡視しました。各部屋の吏人は皆、あかりを消して、熟睡していましたが、一室だけ灯火が点いていました。窓紙に穴をあけて室内を視ると、一人の老吏が文書を作成しているところでした。机の前で一人の白髪の老人と一人の二十歳ばかりの婦人が、老吏の左右に侍っています。内心、びっくり仰天しました。ほどなくして、老吏は目の前の草案を破って、書き直して仕上げました。婦人はえりを正して拝礼して退きました。老吏は別の書類を検討しはじめます。しばらくして、附箋に何か書いて草案に貼りつけました。白髪の老人も両手を組んで拝礼して、見えなくなりました。そこで部屋に入り、この老吏を問いつめたところ、彼が言うには、「先に書いた草案は、台州府（現在の浙江省臨海県）の強姦致死の案件についてです。本犯は県学の学生です。はじめは彼の能力を惜んで、緩決を提案しようと思いましたが、後で考え直して、破廉恥な行為で人の命を奪ったわけですから、改めて情実を提案しました。後に書いたものは、寧波府（現在の浙江省寧波市）の、負債の返済を求めた際に、続け様に負債者を殴って死に至らせた案件についてです。はじめは情実を提案しようと思ったのですが、後で考え直して、負債の返済を求めるといふ、道理として正しい行為から始まって、興奮して我を忘れて殴り続けて、この結果になったわけですから、凶悪犯とは違います。そこで緩決を提案しました。」とのことでした。ということは、二十歳ばかりの婦人は、殺された女性であり、白髪の老人は、毆殺犯の亡父であったのです。」

汪輝祖は、この話に続けて、「吏人が草案を作るのは、上司に提案するというに過ぎない。ところが幽霊は、その程度のことすら見守っているのである。ましてや、署名して罪を定める者は、慎重でなければならない。」と裁判官を戒めている。

### 『洗冤録』の学習

人命事件の発生が報告されると、州・県の長官はただちに、仵作（検屍役人）一名、刑書（記録役人）一名、<sup>そう</sup>早隸（人夫）二名を従えて、自ら現場に赴いて、検屍を行った。

仵作の定員は、大県では三名、中県では二名、小県では一名であった。定員以外に見習いが一、二人採用された。仵作一人一人に『洗冤録』（『律例館校正洗冤録』。南宋の宋慈の『洗冤集録』をもとにして康熙年間に律例館が編集した検屍の手引き書）が一部ずつ与えられた。そして、刑書の中から、検屍に明るい者一人が選任され、仵作に対して『洗冤録』を隅々まで講解した。毎年一回、府・州の長官が、『洗冤録』の一節を仵作一人一人に講解させる試験を行った。明快に講解することができた仵作には賞を与え、不出来な者には罰を科し、補習を命じた（乾隆律の刑律、断獄下、檢驗屍傷不以実条に附された条例）。

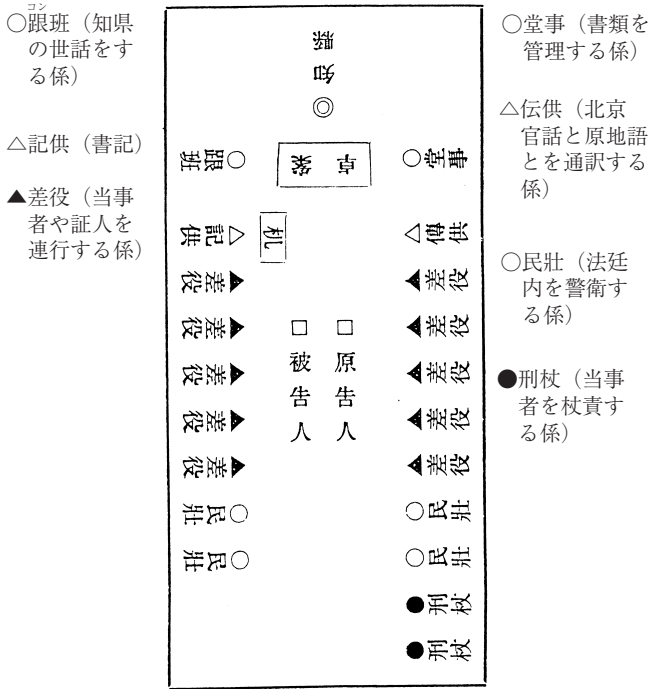
### 『福惠全書』

『福惠全書』三十二卷（康熙三十三年（1694）の自序がある。）は、知県を二度勤めた経験のある黄六鴻（こう・りくこう、生歿年不詳）が州県の長官のために著した、州県の行政・裁判の手引きである。我が国でも、小畑行簡（おばた・こうかん、1794～1875）という儒医が、訓点及び語釈をつけて、この書物を刊行した（嘉永三年（1850）序）。次に掲げるのは、『福惠全書』巻十二、刑名部に載せられている「審語」（州県自理案件の判決文）の一例を和訳したものである。

#### 母を死なせたといい掛かりをつけた事件

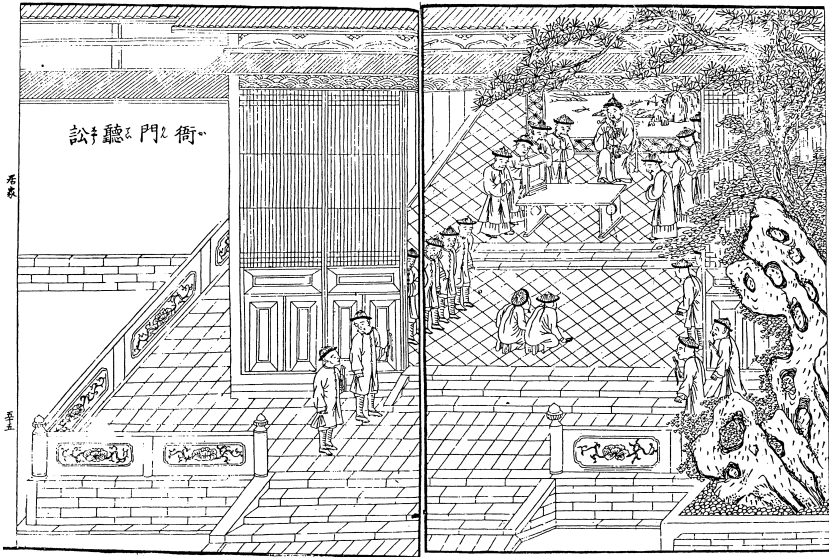
以下のことを明らかにすることができた。寡婦の董氏は、愚かで感情的な老婆であった。愚かな女性は、ちょっとしたことで腹が立ったあまり、首つり自殺をしてしまうことがよくあるけれども、この寡婦が首をくくったのは理由が無いわけではない。寡婦とその息子たちは、張忠兄弟と向かい合わせに住む。寡婦の家には一晩の米も無かったので、張忠から麦を借りようとした。張忠は物惜しみして、与えなかった。寡婦は、張忠が隣人に親切でないので、大声で罵った。さらに、張忠の弟の信にも腹を立てて、彼とけんかした。そして、自宅に帰って首を吊った。寡婦の息子の三奇と三秀は、こうなったからには、母の死を奇貨として利用しようと考えたのである。しかし、子が母親の屍を移動させて、人に言い掛かりをつけるのは、杖一百徒三年の罪であると律（順治律の刑律、人命、殺子孫及奴婢凶頼人条）に明文があることを思わなかったのか。また、母

県の法廷の人員配置図



臨時台湾旧慣調査会『台湾私法』第三卷下 (四七〇頁) より

の死が首つり自殺であって、張忠兄弟を殺人罪で告訴できないことを知りながら、母の屍を張家に運んでいったのは、あわよくば官が張忠兄弟を威逼人致死（人を脅迫して自殺に追い込む）の罪（刑律、人命）に当てて、埋葬銀を三奇と三秀へ葬式代として支払うよう、張忠兄弟に命じる判決を下してくれることを期待したからに他ならない。もし、このような欲望を遂げることができるならば、悪だくみをする風習が、いつになったらやむであろうか。本県は、三奇と三秀が貧乏であることを慮り、銀五両（一両は約37グラム）を支給し、三奇らに命じて自ら埋葬を行わせる。彼らが母親の屍を移動させて人に言い掛かりをつけた罪は、母親が亡くなったことを思い遣って、とりあえず追究を免じる。張忠については、はじめに妻を惜しんで与えなかったことから不和が生じ、ついで張信が口争いして不和を大きくした。二人とも、隣人と仲良くする道徳を身につけて



いない。竹板で打ってから釈放する。

### 聴訟の光景

中川忠英（なかがわ・ただてる、1753～1830）は、長崎奉行の任に在った時、通訳官に命じて、清国の商人に、清国の風習について質問して、答えを和訳して記録させ、また、画工に命じて、清国の商人の指示に従って、清国の文物の絵を描かせた。離任後、これを編集して、寛政十一年（1799）、『清俗紀聞』と題して出版した。この『清俗紀聞』の巻二に、「衙門聴訟」というタイトルが付けられた、州県の裁判の光景を描いた絵が載せてある。その絵をここに掲げる。

日本人の画工が長崎で描いた絵ではあるが、同書の「附言」に、「図絵は、長崎の絵師を清人の旅館へ遣わし、聞いた通りに描かせました。少しでも違うところがあれば、清人がただちにこれを訂正しました。あるいは清人が図示したことも多くありました。何度も問答して始めて完全な絵ができました。見る人は疑ってはいけません。」と記されているから、実際の光景に近いとみなしてよいであろう。『台湾私法』の県の法廷の人員配置図とよく対応している。

成 案

直隸・各省の総督・巡撫から送られてくる判決原案を、刑部ないし皇帝が承認し、刑部の判決原案を皇帝が承認すると、その判決原案は「成案」と呼ばれる。乾隆律、刑律、断獄下、断罪引律令条に、乾隆五年（1740）に附された条例に、「正律・正例を除くほか、およそ成案に属し、まだ定例となっていないものは、裁判で適用することを一概に厳禁する。もし、督撫が案件を辦理するとき、旧案と合致して、援用して例とすることができるものが確かに有るならば、判決原案の中で声明することを許す。刑部が詳らかに検討を加え、定例とするべきであるということを、判決原案に附けて奏請する。」と定められている。

成案集の出版

康熙の末年から、刑部の関係者が私的に成案を編集して出版することが行われはじめた。康熙五十八年（1719）に『定例成案合鐫』が、同六十一年（1722）に『例案全集』が、乾隆十一年（1746）に『成案彙編』が、同四十六年（1781）に『駁案新編』が、道光十四年（1834）に『刑案匯覽』が出版された。これらの成案集は、清代の刑法理論を研究するために役に立つ材料を豊富に含んでいる。

《参考文献》

全体に関わるもの

臨時台湾旧慣調査会『清国行政法（第一卷上下・第二卷～第六卷・索引）』大正三年・明治四十三年・明治四十四年・大正二年・大正四年

国務院法制局法制史研究室註『清史稿刑法志註解』法律出版社、1957年

『大清会典（康熙朝）』『近代中国史料叢刊三編』第七十二輯・第七十三輯（文海出版社）所収

『大清会典（雍正朝）』『近代中国史料叢刊三編』第七十七輯～第七十九輯（文海出版社）所収

『欽定大清会典（乾隆朝）』『欽定大清会典則例（乾隆朝）』『文淵閣四庫全書』六一九～六二五（上海古籍出版社）所収

『欽定大清会典（嘉慶朝）』『欽定大清会典事例（嘉慶朝）』『欽定大清会典図（嘉慶朝）』『近代中国史料叢刊三編』第六十四輯～第七十一輯（文海出版社）所収

『欽定大清会典（光緒朝）』『欽定大清会典図（光緒朝）』『欽定大清会典事例（光緒朝）』『統修四庫全書』七九四～八一四（上海古籍出版社）所収



第一節 立法

- 岡田英弘訳注『蒙古源流』（刀水書房、2004年）第七章・第九章
- 松浦茂『清の太祖ヌルハチ』白帝社、1995年
- 島田正郎『清朝蒙古例の研究』（創文社、昭和五十七年）第一章「清律の成立」
- 篤淵一「清太祖時代刑政考」羽田博士頌寿記念『東洋史論叢』（東洋史研究会、昭和二十五年）所収
- 「清太宗時代刑政考」『人文研究』第二卷第十一号（大阪市立大学文学会、昭和二十六年）掲載
- 神田信夫「いわゆる「崇徳会典」について」島田正郎博士頌寿記念論集『東洋法史の探究』（汲古書院、昭和六十二年）所収
- 加藤直人「入関前清朝の法制史料」滋賀秀三編『中国法制史』（東京大学出版会、1993年）所収
- 谷井俊仁「督捕則例の成立——清初の官僚制と社会——」『史林』第七十二卷第二号（京都大学文学部史学研究会、1989年）掲載
- 「清律」滋賀秀三編『中国法制史』（前掲）所収
- 沈家本『歷代刑法考（四）』（中華書局、1985年）「明律目箋（一）」「寄移文存」卷八
- 滋賀秀三『中国法制史論集』（創文社、2003年）第一章第八節・第二章
- 瀧川政次郎「清律の成立」『中国法制史研究』（巖南堂書店、昭和五十四年）所収
- 楊一凡・田壽主編『中国珍稀法律典籍統編（第五冊）』（黒龍江人民出版社、2002年）「順治三年奏定律」
- 馬建石・楊育棠主編『大清律例通考校注』中国政法大学出版社、1992年
- 京都帝国大学法学部日本法制史研究室編『近世藩法資料集成』第二巻『熊本藩御刑法草書附例』昭和十八年
- 律令研究会編『熊本藩訓訳本清律例彙纂（全五巻）』汲古書院、昭和五十六年・五十七年
- 百瀬弘「大清水会典の編纂に関する一考察」『明清社会経済史研究』（研文出版、1980年）所収
- 山根幸夫「明・清の会典」滋賀秀三編『中国法制史』（前掲）所収
- 谷井陽子「清代則例省例考」『東方学報（京都）』第六十七冊（1995年）掲載
- 寺田浩明「清代の省例」滋賀秀三編『中国法制史』（前掲）所収
- 高遠拓児「清初の坊刻則例集について——嵯永仁輯『集政備考』を中心に——」山本英史編『中国近世の規範と秩序』（研文出版、2014年）所収
- 岸本美緒「清代前期定期例集の利用について」山本英史編『中国近世の規範と秩序』（前掲）所収

## 第二節 刑罰

滋賀秀三『中国法制史論集』（前掲）第三章

中村正人「清代贖刑制度に関する初歩的考察——損贖・納贖に焦点を当てて」『金沢法学』第五十九巻第二号（平成二十九年）掲載

沈家本『歴代刑法考（一）』（中華書局、1985年）「刑法分考（十二）」

赤城美恵子「清朝前期における熟審について」『帝京法学』第三十巻第一号（平成二十八年）掲載

喜多三佳「清代の監獄運営——囚人の衣食の問題を中心に」佐々木有司編『法の担い手たち』（国際書院、2009年）所収

## 第三節 裁判

滋賀秀三『清代中国の法と裁判』創文社、昭和五十九年

——『続・清代中国の法と裁判』創文社、2009年

胡星橋・鄧又天主編『読例存疑点注』（中国人民公安大学出版社、1994年）刑律、断獄

伊藤洋二「清代における秋審の実態」『中央大学アジア史研究』第11号（1987年）掲載

中村茂夫「秋審余滴」『愛大史学——日本史・アジア史・地理学』第八号（平成十一年）掲載

——「秋審余滴」補遺『東洋法制史研究会通信』第13号（2001年）掲載

高遠拓児「清代の刑部と秋審文書」川越泰博編『明清史論集』（国書刊行会、平成十六年）所収

中村正人「清律『犯罪存留養親』条考（一）（二）」『金沢法学』第四十二巻第二号・第四十三巻第三号（平成十二年・十三年）掲載

赤城美恵子「可矜と可疑——清朝初期の朝審手続及び事案の分類をめぐって——」『法制史研究』54（平成十七年）掲載

滋賀秀三「汪輝祖——人とその時代——」『日本学士院紀要』第六十四巻第一号（平成二十一年）掲載

『律例館校正洗冤録』『続修四庫全書』所収

上野正吉「支那法医学書考証（二）」『犯罪学雑誌』第十六巻（昭和十七年）掲載

山根幸夫「『福惠全書』解題」『福惠全書附索引』（汲古書院、昭和四十八年）所収

森田成満「清代の判語」滋賀秀三編『中国法制史』（前掲）所収

——『清代中国土地法研究』私家版、平成二十年

——「清代の人命事案に於ける事実認定の仕組み」『星薬科大学一般教育論集』

第十八輯（2000年）掲載

鈴木秀光「詳結——清代中期における軽度命盗案件処理」『法学』第六十三巻第四号（平成十一年）掲載

——「清代嘉慶・道光期における盗案の裁判」『専修法学論集』第一二一号（2014年）掲載

喜多三佳「『天台治略』訳注稿（九）（十）（十一）」『四国大学紀要（人文・社会科学編）』第二十二号・第二十三号・第二十四号（2004年・2005年）掲載

岸本美緒『明清交替と江南社会——17世紀中国の秩序問題』（東京大学出版会、1999年）第七章

戴炎輝「清代台湾における訴訟手続について——淡新檔案を資料として——」『国家学会雑誌』第八十一巻第三・四号（1968年）掲載

陳盛韶著、小島晋治・上田信・栗原純訳『問俗録——福建・台湾の民俗と社会——』平凡社、東洋文庫495、1988年

臨時台湾旧慣調査会『台湾私法』第三巻下（明治四十四年）附録、民事訴訟

中川忠英著、孫伯醇・村松一弥編『清俗紀聞』1、平凡社、東洋文庫62、1966年

佐立治人「旧中国の地方裁判と法律——法律に従わない判決が持つ意味——」『東洋史研究』第五十六巻第二号（平成九年）掲載

小口彦太「清朝時代の裁判における成案の役割について——刑案匯覽をもとにして——」『早稲田法学』第五十七巻第三号（1982年）掲載

中村茂夫「清代の刑案——『刑案匯覽』を主として」滋賀秀三編『中国法制史』（前掲）所収

——『清代刑法研究』東京大学出版会、1973年

中村正人「清代刑法における正当防衛（一）（二）」『法学論叢』第一二七巻第一号・第三号（1990年）掲載